

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

長野国民年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 2 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月から 44 年 3 月まで

申立期間については、厚生年金保険に加入しており、退職の際に脱退手当金を受け取ったが、すぐに区役所から通知が届いたので、母と一緒に区役所へ行って国民年金の加入手続を行い、母に国民年金保険料を納付してもらったにもかかわらず、脱退手当金支給済期間ということで未加入及び還付済みとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は、申立内容どおり、昭和 44 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立人が 20 歳になった 40 年*月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、A 町の国民年金被保険者台帳（電算記録）により、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

もっとも、申立期間を含む、昭和 38 年 3 月 1 日から 44 年 4 月 1 日までの期間については、申立内容どおり、申立人は厚生年金保険被保険者であるため、国民年金被保険者となり得る期間ではなく、平成 16 年になってから、国民年金被保険者資格取得日を昭和 44 年 4 月 1 日に変更するとともに、当該変更処理に伴って、申立期間のうち、43 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

しかしながら、この厚生年金保険被保険者であった期間は、脱退手当金が支給され年金額の計算の基礎にはならず、申立人が保険料を納付したと考えられる時期から既に 30 年以上が経過していることなどを踏まえると、申立

人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上国民年金被保険者となり得ないことを理由に、申立期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を、平成15年1月から同年8月までは28万円、同年9月から16年8月までは30万円、同年9月から同年11月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月1日から16年12月1日まで
② 平成16年12月1日から17年8月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、平成15年1月から17年7月までの標準報酬月額が9万8,000円となっており、受け取っていた給与よりかなり低い金額になっている。

申立期間①及び②ともに同じくらいの保険料を給与から控除されていたので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における標準報酬月額は、平成15年1月から同年8月までは28万円、同年9月から16年8月までは30万円、同年9月から17年8月までは32万円と記録されていたところ、16年12月7日付けで、15年1月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられている上、当該事業所において、16年12月7日付けで、申立人と同様に、13名の元同僚の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所が社会保険事務を委託していた社会保険労務士から提出された「社会保険料被保険者負担分調整額一覧表」、B市から提出された「市民税・県民税課税内容証明書」及び元同僚の「平成15年源泉徴収票」により、申立人は、申立期間①において当該訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、平成 17 年の滞納処分票並びに事業主及び従業員の証言により、当該事業所は、当該訂正処理が行われた 16 年 12 月 7 日ごろから厚生年金保険料を滞納していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初記録されていた平成 15 年 1 月から同年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から 16 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、申立人の「平成 17 年の源泉徴収票」により、申立人は、当該期間において当該訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野国民年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から50年6月まで

結婚を契機に退職し、国民年金に加入するとともに、家族ぐるみで国民年金保険料を納付しており、申立期間について、他の家族は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされているのは納付できない。

なお、未加入・未納がある場合は一括払いするとよいとの通知があったと記憶しており、間違いなく完納してあるはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和52年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和52年9月の時点において、申立期間の国民年金保険料については、時効により過年度納付することができない上、同年同月時点でさかのぼって納付することが可能な限度である50年7月以降の保険料が納付済みとなっていることを踏まえ、申立人の、「一括払いするとよいとの通知があつて完納した。」との記憶は、当該過年度納付のことであることが考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父は既に他界している上、申立人は、その義父から保険料納付について話を聞いたことはないとしているとともに、申立人は保険料納付に直接関与していなかったことから、保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立人は、「夫、義父母、義妹等の同居家族と一緒に国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、義父母は福祉年金該当者である

ため国民年金には加入しておらず、義妹にも未加入及び未納期間が存在する上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月10日から34年4月1日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認した際、A社の厚生年金保険加入期間について脱退手当金支給済みと記録されていることが分かった。
私は脱退手当金を請求した覚えは無く、受け取ってもいないので、申立期間についての脱退手当金支給済みの記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、通算年金制度発足以前の昭和34年6月5日に支給決定されているところ、申立人は、申立期間を含む複数の事業所において、別の厚生年金保険被保険者記号番号で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は年金に対する意識が高かったとは考え難く、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 15 日から 35 年 6 月 29 日まで

ねんきん特別便が届いたところ、短期間しか勤務しなかったA社の厚生年金保険の加入記録があるのに、長く勤めたB社の記録が無いことを不審に思い、社会保険事務所（当時）に照会したところ、脱退手当金が支給された期間となっていることを知った。

脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、支給記録を取消し、年金額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間を基礎として支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難いところ、申立期間の事業所を退職後、昭和 43 年 9 月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間とは別の被保険者記号番号となっており、脱退手当金を受給したために被保険者記号番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 27 日から 34 年 6 月 20 日まで
② 昭和 34 年 6 月 20 日から 37 年 9 月 13 日まで

A社及びB工場に勤務していた時の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、B工場を退職時に脱退手当金の説明を受けた覚えは無く、自分で請求した覚えも無い。

申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年12月24日に支給決定が行われているほか、申立人の当該事業所に係る被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の記入が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間①及び②のうち、最終事業所であるB工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、支給記録がある元同僚の中には、当該事業所による代理請求をうかがわせる証言をしている者がいることを踏まえると、当該事業所においては、当時、事業主による脱退手当金の代理請求が慣例的に行われており、申立人についても、代理請求が行われた可能性がある。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月20日から30年12月11日まで
平成21年5月に厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、A社B工場における被保険者期間について、脱退手当金が支給されているとの回答だった。退職時に社会保険事務担当者から脱退手当金の説明を受け、口頭にて受給の意思表示をしたが、会社側の事務手続が遅れ、脱退手当金を受け取ることができなかった。脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失し受給要件を満たしている女性35名のうち、27名に支給記録があり、このうち21名は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われているところ、申立人は、当該事業所の代理請求をうかがわせる証言をしている上、当時は通算年金制度発足前であることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和31年3月30日に脱退手当金の支給決定が行われている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。